

雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

# 「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置いたしました

全国どこからでも通話料無料で  
お電話いただけます

2019年1月11日から

2004年8月以降※に支給された雇用保険、  
労災保険、船員保険の給付に追加給付がある  
可能性があります。

※労災保険は2004年7月以降

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。  
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に  
お答えします

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

専用ダイヤル  
はこちら

★雇用保険 0120-952-807  
(※事業主向け助成金の問い合わせを含む。)  
★労災保険 0120-952-824  
★船員保険 0120-843-547  
0120-830-008

どの保険に係る問い合わせか御不明の場合、いずれの専用ダイヤルでもお問い合わせいただけます。

受付時間 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

追加給付問い合わせ専用ダイヤルは午前中混み合い、比較的午後がつながりやすい状況です。  
ご相談の期限は、当面、設けません。

本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話や訪問することはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合はご注意ください。また、追加給付の対象となる方への郵便物によるお知らせは、今後システム改修等の準備が整い次第、順次行う予定です。あらかじめ報道機関やホームページ等を通じお知らせしてまいりますので、それまでの間、これらをかたる郵便物にもご注意ください。御不明の点は上記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。